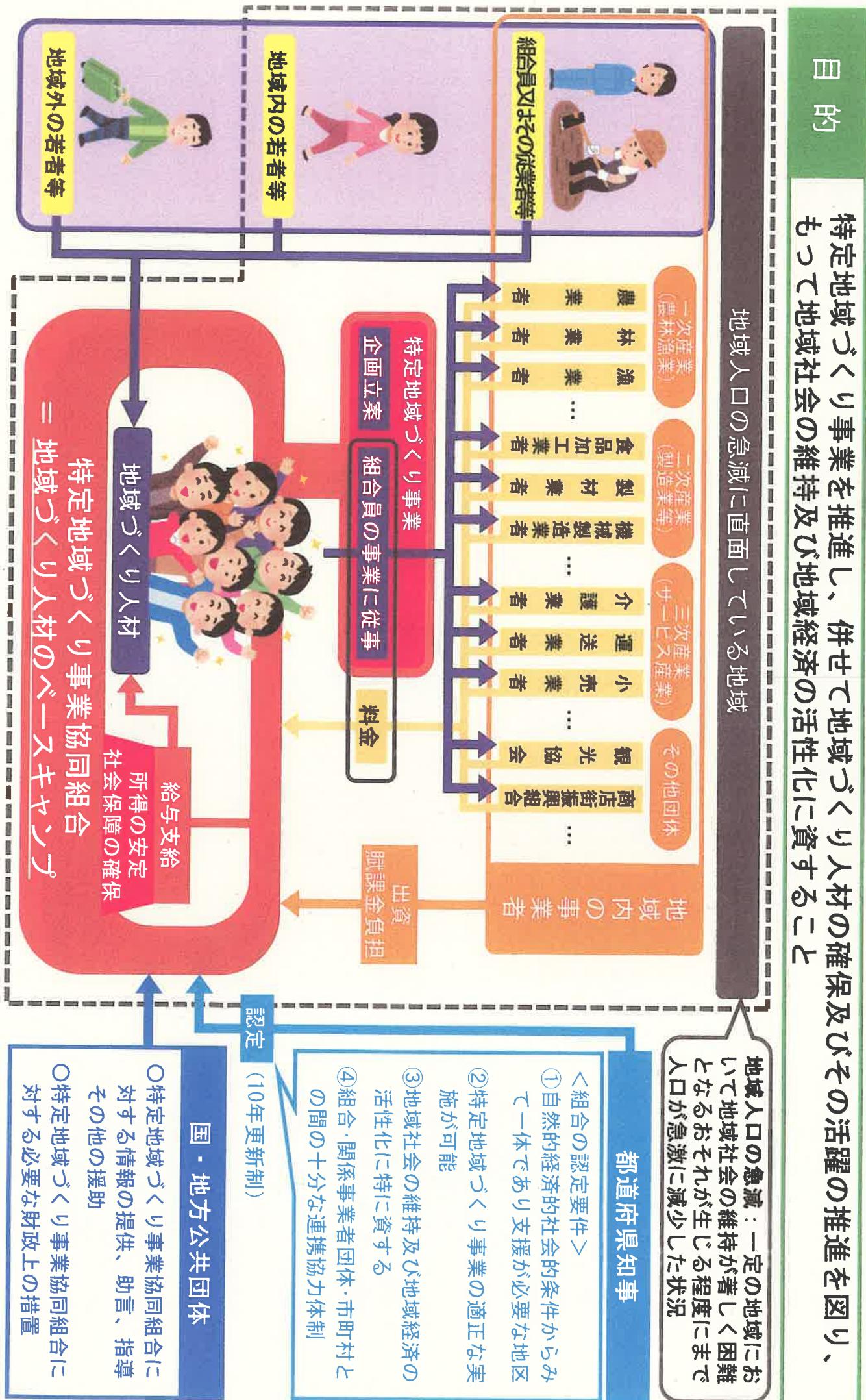


地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律 イメージ図

目的
特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること

地域人口の急減に直面している地域

地域人口の急減：一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況



地域人口の急減に対処するための 特定地域づくり事業の推進に関する法律 概要

(令和元年12月4日公布／令和2年6月4日施行)

一 目的

特定地域づくり事業(三2)を推進し、併せて地域づくり人材(二)の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること

二 地域づくり人材

地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材

三 特定地域づくり事業協同組合

都道府県知事の認定を受けた（中小企業等協同組合法上の）事業協同組合

1 認定基準

- ①自然的経済的社会的条件からみて一体であり、
地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要な地区
- ②(i)特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当で
あり、かつ、組合の職員の就業条件に十分に配慮されている計画
(ii)当該事業が地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること
- ③当該事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎
*労働者派遣法における労働者派遣事業の許可の基準を参酌
- ④事業協同組合、関係事業者団体及び市町村の間の十分な連携協力体制

2 特定地域づくり事業

- ①地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会の提供
 - (i)このうち労働者派遣事業に該当するものを、届出のみで行うことができる
 - (ii)組合は、労働関係法令を遵守するとともに、労働者派遣事業の適正な実施に努める
 - (iii)国及び地方公共団体は(ii)のために必要な助言、指導その他の措置を講ずる
- ②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画及び実施

3 国及び地方公共団体の援助等

- ・組合に対する必要な財政上の措置その他の措置
- ・組合に対する必要な情報の提供、助言、指導その他の援助

四 その他

- ・地域づくり人材の活躍の推進に資する取組への支援
- ・広報その他の啓発活動
- ・施行後5年を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずる

◇地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（法律第六四号）（総務省）
目的
この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できることを目的とした。（第六条第一項関係）

◇地域人口の急減」とは、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいうこととした。（第二条第一項関係）

（二）「地域づくり人材」とは、地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材をいうこととした。（第二条第二項関係）

（三）「特定地域づくり事業協同組合」とは、3の（一）の認定を受けた事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一八一号）第三条第一号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）をいうこととした。（第二条第三項関係）

（四）「特定地域づくり事業」とは、特定地域づくり事業協同組合が行う4の（一）及び（二）の事業をいうこととした。（第二条第四項関係）

特定地域づくり事業協同組合

3 （一）認定

地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行おうとする事業協同組合は、申請により、当該事業協同組合が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとした。（第三条第一項関係）

（1）認定の有効期間及びその更新
（2）認定の有効期間は、当該認定の日から起算して一〇年とする」とした。（第六条第一項関係）

（一）「地域づくり事業協同組合」は、（一）の事業のほか、中小企業等協同組合法第九条の二第二項の規定にかかるらず、その地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができるとした。（第一〇条第二項関係）

2 （一）定義

（一）「地域づくり事業協同組合」は、（一）の事業において地域づくり人材が地域社会及び地域経済の重要な担い手としてその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組員の事業に従事する機会を提供する事業を行うこととした。（第一〇条第一項関係）

きる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とするとした。（第一条関係）

4 （一）特定地域づくり事業

特定地域づくり事業協同組合は、その地区において地域づくり人材が地域社会及び地域経済の重要な担い手としてその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組員の事業に従事する機会を提供する事業を行うこととした。（第一〇条第一項関係）

（二）特定地域づくり事業協同組合は、（一）の事業において地域づくり人材が地域社会及び地域経済の重要な担い手としてその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組員の事業に従事する機会を提供する事業を行うこととした。（第一〇条第一項関係）

5 （一）監督

特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度終了後、特定地域づくり事業に関し事業計画書及び収支予算を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこととした。（第一一条第一項関係）

（二）特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度終了後、特定地域づくり事業に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこととした。（第一一条第二項関係）

6 （一）国及び地方公共団体の援助等

国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとした。（第一六条関係）

7 （一）労働者派遣法の特例

特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六〇年法律第八八号。以下「労働者派遣法」という。）第五条第一項の規定にかかるらず、厚生労働大臣に届け出、特定地域づくり事業として、その雇用する職員（期間を定めないで雇用する職員に限る。）のみを対象として労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業を行ふことができる」とした。（第一八条第一項関係）

(二) 特定地域づくり事業協同組合は、この法律及び労働者派遣法その他の労働に関する法令を遵守するとともに、(一)による労働者派遣事業の適正な実施に努めなければならないこととした。(第一八条第三項関係)

施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地域人口の急減」とは、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいう。
2 この法律において「地域づくり人材」とは、地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材をいう。
3 この法律において「特定地域づくり事業協同組合」とは、次条第一項の認定を受けた事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）第三条第一号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）をいう。
4 この法律において「特定地域づくり事業」とは、特定地域づくり事業協同組合が行う第十一条第一項及び第二項の事業をいう。

第二章 特定地域づくり事業協同組合

第一節 認定

第三条 地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行おうとする事業協同組合は、申請により、当該事業協同組合が第三項各号に掲げる基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。
2 前項の認定を受けようとする事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、次項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他総務省令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 役員の氏名及び住所
- 二 役員の氏名及び住所並びに代表者の氏名

第二節 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地

第三節 その他の総務省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請をした事業協同組合が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 その地区が次のいずれにも該当すること。
 イ 一の都道府県の区域を越えない地区であつて、かつ、自然的・經濟的・社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。

ロ その人口規模、人口密度及び事業所の数並びにその經濟的・社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。
 ハ その行おうとする特定地域づくり事業が次のいずれにも該当すること。
 イ その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていると認められること。

ロ 当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること。
 ハ 当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること。

御名
御璽
令和元年十二月四日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第六十四号

目次

第一次 第一章 総則（第一条・第二条）
第二次 第二章 特定地域づくり事業協同組合
第一節 認定（第三条・第九条）
第二節 特定地域づくり事業（第十条）
第三節 監督（第十一条・第十四条）
第四節 国及び地方公共団体の援助等（第十五条・第十六条）
第五節 補則（第十七条・第二十条）
第三章 雜則（第二十一条・第二十二条）
第四章 罰則（第二十五条・第二十八条）
附則

三 その行おうとする特定地域づくり事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 その行おうとする特定地域づくり事業並びに当該事業協同組合が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該事業協同組合が特定地域づくり事業協同組合として特定地域づくり事業を行おうとする。

環境の確保のための取組に関する事項に關し、当該事業協同組合の職員の居住及び良好な子育て協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体のうち、当該事業協同組合の地区内の事業者を構成員とする団体をいう。)及び当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の間の十分な連携協力体制が確保されていると認められる」と。

都道府県知事は、第一項の認定の申請をした事業協同組合が第十八条第一項の規定により同項の労働者派遣事業を行おうとするものであるときは、当該事業協同組合が前項第三号の基準に適合するかどうかを判断するに當たつて、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)同条において「労働者派遣法」という。)第七条第一項第二号から第四号までに掲げる基準を参考するものとする。

都道府県知事は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ同項の認定の申請をした事業

協同組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見を聽かなければならない。

都道府県知事は、第一項の認定をした場合には、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨並びに当該認定をした特定地域づくり事業協同組合に係る第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項、当該認定の有効期間の満了の日その他総務省令で定める事項を公示しなければならない。

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する事業協同組合は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない事業協同組合

二 第九条第二項(第二号に係る部分を除く。次号口において同じ。)の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 役員のうちに次のいずれかに該当する者がある事業協同組合

イ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 特定地域づくり事業協同組合が第九条第二項の規定により認定を取り消された場合において、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

(変更の認定等)

第五条 特定地域づくり事業協同組合は、第三条第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しないとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

二 前項の変更の認定を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を、総務省令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

三 第三条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

都道府県知事は、第一項の変更の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨及び当該変更に係る事項その他の総務省令で定める事項を公示しなければならない。

五 特定地域づくり事業協同組合は、第三条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、総務省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

六 都道府県知事は、前項の規定による届出(第三条第二項第一号又は第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつたときは、その旨及び総務省令で定める事項を公示しなければならない。

(認定の有効期間及びその更新)

第六条 第三条第一項の認定の有効期間(次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新がされた有効期間。以下この条及び第九条第一項第一号において同じ。)は、当該認定の日(次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了日の翌日)から起算して十年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き特定地域づくり事業協同組合として特定地域づくり事業を行おうとする特定地域づくり事業協同組合は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、第一項の有効期間の満了日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、都道府県知事に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第三条(第一項を除く。)及び第四条の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第三条第二項に規定する書類については、既に都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(認定等の条件)

第七条 第三条第一項の認定、第五条第一項の変更の認定及び前条第二項の有効期間の更新には、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、特定地域づくり事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行おう者の事業に従事させる場合における地域の限定又は地区外において事業を行おう者の利用分量の総額の制限その他必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第三条第一項の認定の趣旨に照らして、又は特定地域づくり事業を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第八条 特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認定を受ける事業協同組合に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

2 前項の条件は、第三条第一項の認定の趣旨に照らして、又は特定地域づくり事業を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(認定の失効等)

第九条 特定地域づくり事業協同組合について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、

第一項の認定は、その効力を失う。

一 第三条第一項の認定の有効期間が経過したとき(第六条第四項の規定により従前の認定がなされ効力を有することとされる場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。)。

二 前項の規定による特定地域づくり事業の廃止の届出があつたとき。

三 特定地域づくり事業協同組合が解散したとき。

四 特定地域づくり事業協同組合が特定地域づくり事業協同組合以外の中小企業等協同組合と合併したとき。

都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条

第一項の認定を取り消すことができる。

一 儻りその他不正の手段により第三条第一項の認定、第五条第一項の変更の認定又は第六条第二項の有効期間の更新を受けたとき。

二 第三条第三項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第五条第一項の規定により変更の認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

五 第七条第一項の条件に違反したとき。

六 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反したと

き。3 都道府県知事は、第一項の規定により第三条第一項の認定がその効力を失い、又は前項の規定により同条第一項の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、厚生労働大臣に通知するとともに、公示しなければならない。

第二節 特定地域づくり事業協同組合

第十一条 特定地域づくり事業協同組合は、その地区において地域づくり人材が地域社会及び地域経済の重要な担い手としてその能力を十分に發揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業を行う。

2 特定地域づくり事業協同組合は、前項の事業のほか、中小企業等協同組合法第九条の二第一項の規定にかかわらず、その地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業企画し、及び実施することができる。

(第三節 監督)

(事業計画等)

第十二条 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、特定地域づくり事業に関する事業計画及び收支予算を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 特定地域づくり事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、特定地域づくり事業に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。(報告微取及び立入検査)

3 第十一条 特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣法第五条第一項の規定にかかるとおり、特定地域づくり事業に従事することができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適合命令及び改善命令)

第十三条 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が、第三条第三項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、特定地域づくり事業協同組合又はその役員若しくは職員がその業務の遂行に関する法律の規定に違反したと認めたときその他特定地域づくり事業協同組合の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、人的体制の改善、違反の停止その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(事業停止命令)

第十四条 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が第九条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、期間を定めて、その行う特定地域づくり事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(第四節 国及び地方公共団体の援助)

第十五条 国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、その行う特定地域づくり事業の運営に関する必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 国は、都道府県に対し、特定地域づくり事業協同組合の認定及び監督に係る事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

3 都道府県は、市町村に対し、特定地域づくり事業の適正な運営を確保するための事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行ふものとする。

第十六条 国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第十七条 (地方公務員の特定地域づくり事業への従事)

第十八条 (労働者派遣法の特例)

第十九条 特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣法第五条第一項の規定にかかるとおり、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出、第十条第一項の事業として、その雇用する職員(期間を定めないで雇用する職員に限る)のみを対象として労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業(以下この条及び次条において「労働者派遣事業」という)を行うことができる。

2 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項(第三号に係る部分に限る)、第二十三条第三項、第二十二条の二、第四十八条第二項及び第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、特定地域づくり事業協同組合を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第二項		前項の許可を受けようとする者	
第六条第五号	第六条第六号	第五条第三項	第六条
当該法人の 取消し	の日	申請書	届出書
当該特定地域づくり事業協同組合の 命令	許可を取り消され、当該取消し 法	前条第一項の許可を受けること ができるない	新たに労働者派遣事業の事業所を設けて当該 労働者派遣事業を行おうとする者
		ができない	特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律 第六十四条)第十八条第一項の規定により届 け出て労働者派遣事業を行おうとする者

(区域外派遣の禁止)

第十九条 特定地域づくり事業協同組合は、前条第一項の規定による労働者派遣事業に關し、職員を当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域外の事業所に派遣してはならない。

都道府県労働
第三章 雜

(地域づくり人材の活躍の推進に資する取組への支援)

第二十一条 国は、地方公共団体が行う移住及び定住の促進、地域における子育て環境等の生活環境の整備その他の特定地域づくり事業を担う地域づくり人材の活躍の推進に資する取組を支援するためには必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

国民の理解と関心を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

《經國指掌》

第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、そ

の制定又は改廃に伴

経過措置を含む)を定めることができる。

(経務省令への委任) 第二十四条 二の法律に定めるもののほか、二の法律の実施に伴う手続等につき二の法律の適用に際

第三回 これが御用のもののか、この活潑の実戦のために手續その他この活潑の旅行に關し必要な事項は、總務省令で定める。

第四章 獄則

第一十五条 次の各

項の有効期間の更新を受けた者

二 第五条第一項の規定に違反して第三条第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第二十六条 第十三条第一項若しくは第十四条第一項の規定による命令に違反した者は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各による罰則を科す。

第二十八条 次の各項のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金刑を科する。

一 第五条第五項又は第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若くは監査若くは監査、方針、告白、はがき、手紙等に付す。

入者しくは検査を組み始め
若しくは忌避し 若しくは同項の規定による質問に対しても答弁
をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討) 第二条 この法律は公布の日から起算して六月を経過した日から施行する

第一条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると

認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十三年三月三十一日の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項の次に次のように加える。

令和七年三月三十一日

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第六十四号)に基づく特定地域づくり事業協同組合(同法第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。)の安定的な運営を確保するための事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附則第一条第二項の表平成三十八年三月三十一日の項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同表平成三十九年三月三十一日の項中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第三条の表平成三十四年三月三十一日までの間の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第四条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「沖縄振興特別措置法」の下に「平成十四年法律第十四号」を加える。

附則第四条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(地方創生推進事務局の所掌事務の特例)

第四条の二の二 地方創生推進事務局は、第四十条の二第一項に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附則第四条の三中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第五条第二号中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

内閣総理大臣	安倍晋三
総務大臣	高市早苗
厚生労働大臣	加藤勝信
経済産業大臣	梶山弘志